

班回覧

十勝総合振興局からのお知らせ

道では、11月7日、新型コロナウイルス感染症の警戒ステージを「ステージ3」に移行し、感染拡大を食い止めるための様々な対策に取り組んでいるところです。

この度、国において11都府県に対し新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発出されるなど、全国的に感染が拡大する中、道としても、強い危機感を共有し感染拡大防止対策に継続して取り組むため、集中対策期間を延長することとなりましたのでお知らせします。

<要請内容>

【集中対策期間：1月16日～2月15日】

- 緊急事態宣言の対象地域^(※1)との不要不急の往来を控える
- 感染リスクを回避できない場合^(※2)
 - ・ 札幌市との不要不急の往来を控える
 - ・ 札幌市内においては不要不急の外出を控える
- できる限り同居していない方との飲食は控える。
- 重症化リスクの高い方（高齢者や基礎疾患を有する方等）と接する方及び重症化リスクの高い方においては、マスク着用など感染リスクを回避する行動の更なる徹底 など

(注) 下線部は今回の追加対策

(※1) 緊急事態宣言対象地域：栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県（1月14日時点）

(※2) 感染リスクが回避できない場合とは、北海道スタイルを実践していない施設等の利用、密閉空間での人との距離が十分に保たれない長時間の会合、飲食の場面（同居者のみの場合を除く）で大人数、例えば5人以上の集まり、マスクをしない大声での会話、2時間を超える長時間の飲食 など

緊急事態宣言の発出により社会経済活動を大幅に制限するという事態を避けるためにも、住民や飲食業をはじめとした事業者の皆さまには、「北海道スタイル」の徹底などについて今一度、一人ひとりの行動を再確認いただき、感染防止対策を一層強化されますよう、ご協力をお願いします。

令和3年1月15日

北海道十勝総合振興局長、帯広市長、音更町長、士幌町長、上士幌町長、鹿追町長、新得町長、清水町長、芽室町長、中札内村長、更別村長、大樹町長、広尾町長、幕別町長、池田町長、豊頃町長、本別町長、足寄町長、陸別町長、浦幌町長

【問い合わせ先】

北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課 Tel0155-26-9022

※なお、感染状況はHPで公表していますので、そちらをご覧ください。

(URL)<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/hasseijoukyou.htm>



(裏面もあります)

集中対策期間における対策について

道内の感染状況

- ・ 本道は、感染の再拡大の兆しがうかがえるとともに、医療提供体制は、依然として厳しい状況を脱しておらず、感染者の増加した場合、医療崩壊といった危機的な事態に至ることも懸念される。
- ・ 全国的な感染拡大の中、道内の再拡大が懸念されることを踏まえ、集中対策期間を1か月延長し、全道の対策を進めるとともに、特に、感染者数や入院患者が高い水準にある札幌市における強い措置を講ずる。

感染拡大防止に向けた施策

◎集中対策期間

令和3年1月16日（土）～2月15日（月） [1か月間]

◎協力要請のポイント

<道民及び道内に滞在している皆様への要請>

- **緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来**を控える
- 感染リスクを回避できない場合
 - ・ **札幌市内**においては、**不要不急の外出**を控える
 - ・ **札幌市との不要不急の往来**を控える
- できる限り同居していない方との**飲食**は控える

<事業者の皆様への要請>

- **札幌市内全域の接待を伴う飲食店及びすすきの地区の飲食店等**について、**午前5時から午後10時まで営業時間の短縮**

一段の感染拡大等、今後の状況によっては**更に強い措置**を講ずる。
なお、**札幌市における対策の緩和**については**感染状況に応じて段階的**に行うが、必要な対策については、**道の警戒ステージ3相当以下**に下がるまで続ける。